

所 報

たまじむ

平成 28 年 2 月 25 日
第 3 号
東京都多摩教育事務所
東京都立川市錦町 4-6-3
Tel 042-524-7222
Fax 042-528-0985

ポジティブ・シンキングをしませんか

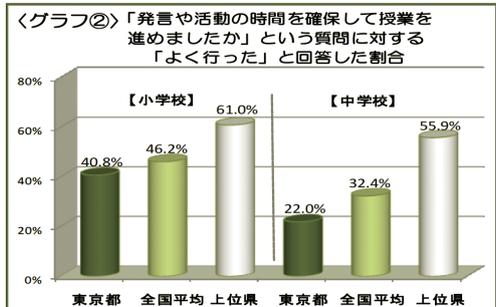
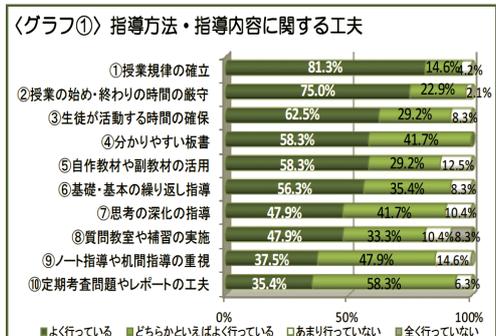
東京都多摩教育事務所指導課長
宇 田 剛

東京都多摩教育事務所では、2月12日(金)に東京都多摩地区教育推進委員会(多摩推)の報告会を開催しました。当日は多数の御参加をいただき、ありがとうございました。

今年度の多摩推の研究から、「四つの効果的な指導の工夫」が明らかになりました。その四つの工夫の一つに「子供が活動する時間の確保」という提案があります。

右の〈グラフ①〉は、学力向上に顕著な実績をあげている中学校の先生方を対象に、東京都教育庁指導部が平成24年度に行ったアンケート結果からの抜粋です。このグラフの「よく行っている」の割合を見ると、「①授業規律の確立」や「②授業時間の厳守」に次いで、「③生徒が活動する時間の確保」が多くなっています。このことは、今年度の多摩推の提案と同じく、子供の学力向上には、子供自身が主体的に活動する時間を十分に確保することが重要であることを示しています。

次に、〈グラフ②〉は、今年度の「全国学力・学習状況調査」の学校質問紙調査からの抜粋です。ここからは、発言や活動の時間を確保して授業を進めている割合は、全国平均や成績上位県と比べて東京都の小・中学校は低いことが分かります。



この結果から、皆さんはどのような印象をもつでしょう。「活動時間が少ないことはよくない。東京都の課題だ」とも考えられますが、「東京都の子供たちの学力は全国的にみても優秀。今後、子供の活動時間を更に増やせば、子供たちの能力をもっと伸ばすことができる」とも考えられるのではないのでしょうか。

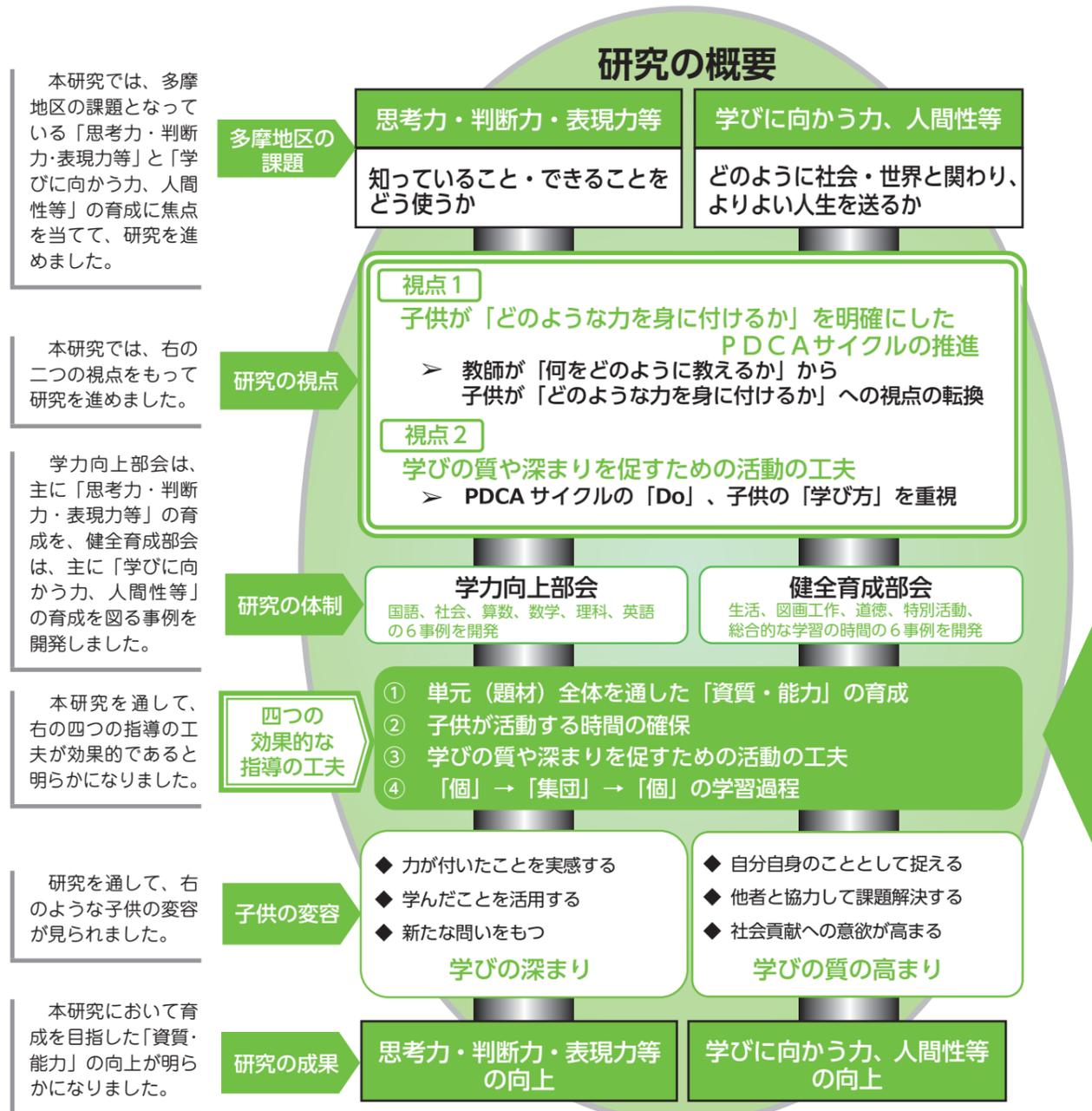
マイナスの色合いのある事象について、そのままネガティブ(否定的)に捉えるのではなく、ポジティブ(肯定的)に考えてみることも、ときには必要かと思えます。

◇ ◇ 目 次 ◇ ◇	
【巻頭言】	ポジティブ・シンキングをしませんか…………… 1
【特集】	東京都多摩地区教育推進委員会の研究報告 — 四つの効果的な指導の工夫 — …… 2・3
【特集】	オリンピック・パラリンピック教育の推進Ⅱ — 教科における進め方 — …… 4・5
【特集】	「特別の教科 道徳」の先行実施におけるポイント — 指導内容の改善・充実、「考える道徳」「議論する道徳」の推進 — …… 6・7
【特集】	情報社会を生き抜く資質・能力の向上 — 子供の SNS の適正な利用に向けて — …… 8

東京都多摩地区教育推進委員会の 研究報告 —四つの効果的な指導の工夫—

平成27年度東京都多摩地区教育推進委員会は、研究主題を「これからの時代に求められる資質・能力の育成—学びの質や深まりを重視したPDCAサイクルを通して—」と設定し、基礎研究や事例の開発・検証に取り組みました。

本特集では、アクティブ・ラーニングとも深い関連のある「本研究を通して明らかになった効果的な指導の工夫」を中心に紹介します。



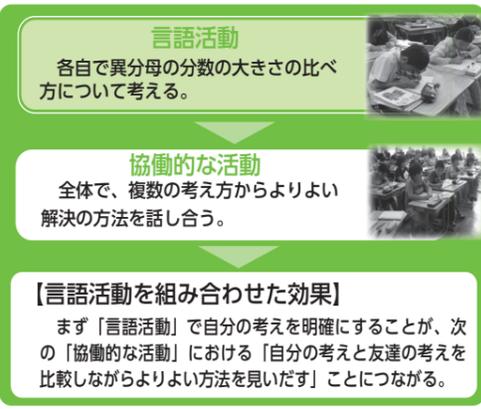
四つの効果的な指導の工夫

- ① 単元（題材）全体を通した「資質・能力」の育成**
「思考力・判断力・表現力等」及び「学びに向かう力、人間性等」という「資質・能力」は、極めて大きな力であるため、単元（題材）全体を通して育てていく必要があります。
- ② 子供が活動する時間の確保**
研究を通して、子供が主体的に学び、「資質・能力」を身に付けるためには、子供が活動する時間を十分に確保することが大切です。
- ③ 学びの質や深まりを促すための活動の工夫**
単に活動する時間を確保するだけでなく、活動そのものの質を高める工夫も必要です。その工夫とは、「活動の目的の明確化」と「言語活動の効果的な活用」です。

◆ **活動の目的の明確化**
 本研究では、力を身に付けるための活動として、「言語活動」「体験活動」及び「協働的な活動」の三つに整理しました。活動を設定する際は、まず教師が活動の目的を明確にした上で、子供が活動の目的を意識して学習できるように指導することが必要です。本研究における「活動の目的の明確化」の詳細については報告書を御覧ください。

◆ **言語活動の効果的な活用**
 「体験活動」や「協働的な活動」などを単なる活動に終わらせないために、活動の前後に「言語活動」を組み合わせることが効果的です。

例) 小学校第5学年 算数
 「母の違う分数の大きさの比べ方について考えよう」



④ 「個」→「集団」→「個」の学習過程

現在、多くの授業場で「学び合い」が取り入れられていますが、集団での学び合いの後に、再び個の学びに戻ることが重要です。この学習過程により、学んだことを振り返る、活用する、確かめる、新たな問いをもつ、といった姿が引き出され、着実に力が身に付いていきます。



深く関連

アクティブ・ラーニングを促す授業改善の視点

主体的な学び

子供たちが見通しをもって粘り強く取り組み、自らの学習活動を振り返って次につなげる、主体的な学びの過程

対話的な学び

他者との協働や外界の情報との相互作用を通じて、自らの考えを広げ深める、対話的な学びの過程

深い学び

習得・活用・探究という学習プロセスの中で、問題発見・解決を念頭に置いた深い学びの過程

平成27年度 所報たまじむ第2号 より

※ 東京都多摩地区教育推進委員会第21次計画（通算42次）報告書は、多摩教育事務所ホームページからダウンロードすることができます。
http://www.tamajimu.metro.tokyo.jp/

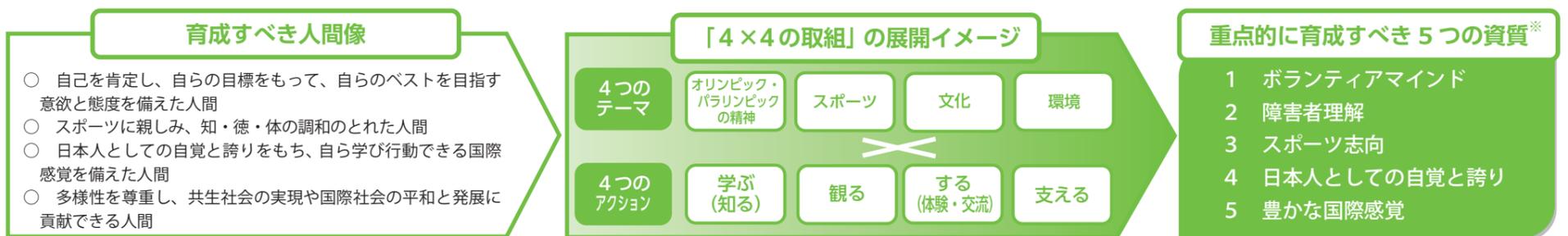
本特集の活用例 ○ 校内研修会資料 ○ 教科等研究会資料 ○ 研究主任研修会資料 等

〔参考資料〕 ○ 初等中等教育における教育課程の基準等の在り方について（中央教育審議会 平成26年11月） ○ 教育課程企画特別部会 論点整理（中央教育審議会 平成27年8月） ○ 資質や能力の包括的育成に向けた教育課程の基準の原理（国立教育政策研究所 平成26年3月）

オリンピック・パラリンピック教育の推進 II

—教科における進め方—

- ◆ オリンピック・パラリンピック教育は、＜育成すべき人間像＞を目標として、＜4つのテーマ＞と＜4つのアクション＞を組み合わせた「4×4の取組」を展開していきます。
- ◆ この多彩な取組により、子供たちに多くの資質・能力を身に付けさせることができます。そして、特に＜5つの資質＞を重点的に育むことが重要です。
- ◆ 本特集では、各教科において、オリンピック・パラリンピックをどのように関連させていくかに焦点を当てた具体的な事例を紹介いたします。



Q1 オリンピック・パラリンピック教育は、いつからどの程度実施すればよいのですか？

◇ 平成28年度から全校で実施することになります。学校の全教育活動を通じて、全ての学年において、年間35時間程度を目安として実施します。

Q2 各教科では、どのように関連させればよいですか？

- ◇ 各教科においては、直接オリンピック・パラリンピックを扱っている内容だけでなく、工夫を加えることにより、オリンピック・パラリンピックに関連させることができる内容があります。
- ◇ 例えば、小学校理科の「電気の利用」では、オリンピック・パラリンピックのテーマ「環境」と関連させ、「選手村で使用される電気自動車を取り上げ、電気が様々なかたちで利用されている身近なものとして、電気の利用の学習を深める。」という内容が考えられます。

35時間程度実施の考え方の例

各教科・道徳・外国語活動	<p>道徳 アスリートやオリンピックを支えてきた人についての資料等から、互いの考えを比べ、自分はこれらどのように行動するか、見つめ直す。 (内容項目:「努力と強い意志」「公正・公平」「規則の尊重」)</p>
総合的な学習の時間	<p>世界ともだちプロジェクト 大会参加国の人種や言語、文化、歴史について調べ、交流する。</p> <p>私たちの生活と環境 これまでの大会の環境設備等を調べたり、環境保全活動に参加したりする。</p>
特別活動(学校行事等)	<p>学習成果発表会 オリンピック・パラリンピックをテーマにして調べたことや製作した作品を発表する。 また、日本の伝統・文化教室(歌舞伎や狂言・武道等)で学習した内容を英語で紹介する。</p>
その他(教育課程外の活動)	<p>ボランティアの参加 地域のブラインドサッカー大会の運営をサポートする。 地域清掃、植栽活動に参加する。</p>

合わせて年間35時間程度を目安として実施

各教科と関連させた学習内容の例

<表の見方>

学年	教科	単元名
○	オリンピック・パラリンピックに関連する項目	オリンピック・パラリンピックと関連させた指導例



⇒ 多摩地区の平成28年度小・中学校使用教科用図書における「教科書におけるオリンピック・パラリンピックとの関連事項例一覧」は、多摩教育事務所ホームページからダウンロードすることができます。

の精神	小3 理科 光の性質 集めた日光の明るさと暖かさ 聖火は日光を集めてできたことや聖火リレーについて知る。	小6 社会 世界の中の日本 1964(昭和39)年東京オリンピックがもたらした経済成長 前回の東京大会で発展した街並みや鉄道の資料等を用いて調べる。	中2 英語 人物についての読み物 オリンピック・パラリンピックに関わる人物についての読み物 オリンピック・パラリンピックに関わる人物の功績や生き方を英語で学ぶ。	中3 社会(公民) 基本的人権の尊重 国際社会における人権(人種差別をなくすために) 2020(平成32)年東京大会に向けた最終プレゼンテーションのスピーチ資料から学ぶ。
	スポーツ	小4 体育 ボール運動 ボール運動やゲームの学習 ボールを使うオリンピック・パラリンピック競技種目の映像から学習する。	小5 算数 多角形と円 多角形と円をくわしく調べよう 競技会場や競技用具に関わる形を調べ、多角形と円の特徴をつかむ。	中1 数学 資料の活用 資料の活用 体操競技の採点方法等、代表値が活用されていることを知る。
文化	小5 音楽 日本と世界の音楽 日本と世界の音楽に親しもう これまでの大会の開会式や表彰式における各国の国歌を鑑賞する。	小5 図画工作 伝統の技 伝統的な造形の美しさを味わう 身近な外国人と日本や世界の伝統工芸について交流する。	中1 社会(地理) 世界の諸地域 世界の国々と地域区分 様々な国の特徴や文化等を踏まえたおもてなしガイドを作成する。	中2 美術 躍動感を表そう 瞬間の美しさや動きのある表現 オリンピック・パラリンピック競技種目における様々な動きを作品に表現する。
環境	小2 生活 地域との関わり 地域で働く人にインタビューしよう 競技会場等で環境整備するボランティアについて知る。	小6 国語 文章を書こう 説得力のある文章を書く オリンピックと環境との関わりに触れ、地球温暖化を題材に文章を構成する。	中3 理科 水溶液とイオン 燃料電池自動車に水素を補給する水素ステーション 選手村で利用される燃料電池や燃料電池バスについて調べる。	中3 技術 持続可能な社会を築く 循環型社会におけるものづくりのサイクル これまでの大会で行われてきた環境保全に関する技術について調べる。

本特集の活用例 ○ オリンピック・パラリンピック教育全体計画・年間指導計画立案のための資料 ○ 校内研修会資料 ○ オリンピック・パラリンピック教育推進研修会資料

〔参考資料〕 ○ 東京のオリンピック・パラリンピック教育を考える有識者会議最終提言(平成27年12月) ○ 「東京都オリンピック・パラリンピック教育」実施方針(東京都教育委員会 平成28年1月) ○ 小学校学習指導要領(文部科学省 平成20年3月) ○ 中学校学習指導要領(文部科学省 平成20年3月)

「特別の教科 道徳」の先行実施におけるポイント — 指導内容の改善・充実、「考える道徳」「議論する道徳」の推進 —

◆ 学校教育法施行規則及び学習指導要領の一部改正により、小学校は平成30年度から、中学校は平成31年度から、「特別の教科 道徳」が全面実施となります。それに伴い平成27年度から全面実施までは移行措置期間となります。

◆ 移行措置期間においては、教育課程上は従来どおり「道徳の時間」のままで、改正された「特別の教科 道徳」に基づいた指導が可能です。そこで本特集では、先行実施におけるポイントについて紹介いたします。

先行実施は、各学校における道徳教育の充実と授業改善のチャンス！

Q1 どのように先行実施を行うのですか

教育課程上の位置付けは「道徳の時間」のままで、指導内容については、改正された「特別の教科 道徳」の一部又は全部に基づいた先行実施が可能です。
したがって、
① 新たに追加又は内容が改善された内容項目に基づいた指導を実施する。
② 問題解決的な学習を取り入れるなど指導方法を工夫する。
③ 重点化が示された指導内容に関わる指導の充実を図る。
など、学校の実態等に応じた様々な取組が考えられます。

Q2 指導内容等はどう変わるのですか

◆ 指導内容の改善

小学校から中学校までの内容の発達段階を踏まえた体系的な内容に、構成やねらいが分かりやすく示されました。また、いじめ問題への対応の充実を図る観点等から、内容項目及び内容が追加・整理されました。例えば、小学校では、六つの内容項目が新たに追加されました。中学校では、いくつかの内容が統合され、22項目に整理されました。

例) いじめ問題への対応の充実に係る内容

学年	内容項目 (新たに追加)
第1・2学年	【個性の伸長】 【公正、公平、社会正義】
第3・4学年	【個性の伸長】 【相互理解、寛容】 【公正、公平、社会正義】
第5・6学年	【個性の伸長】 【相互理解、寛容】 【公正、公平、社会正義】 【よりよく生きる喜び】
中学校	【向上心、個性の伸長】 【相互理解、寛容】 【公正、公平、社会正義】 【よりよく生きる喜び】

◆ 指導方法の改善

発達の段階に応じ、答えが一つではない課題を、一人一人の児童・生徒が道徳的な問題と捉え向き合う「考える道徳」「議論する道徳」の推進が求められています。
したがって、「道徳的価値に関わる問題解決的な学習」や「道徳的行為に関する体験的な学習」を適切に取り入れて指導方法を工夫し、それらの活動を通じて、学んだ内容の意義などについて、児童・生徒が考えるようにすることが大切です。

※ 東京都教育委員会では、新しい指導内容について先行して指導する際に活用できる教材の開発・配布【指導部、28年2月末】、「考え、議論する」道徳へ向けた指導法の開発及び指導資料の配布【研修センター、28年3月】を行い、各学校における先行実施の取組を支援します。

Q3 具体的にどのような授業づくりに取り組みばよいのでしょうか

児童・生徒が自らの成長を実感したり、これからの課題を見付けたりするなど、自ら考え理解し、主体的に道徳性を育む指導が求められます。そのためには、問題解決的な学習、道徳的行為に関する体験的な学習の導入、特別活動等の体験活動の活用などの工夫が必要です。

ここでは、答えが一つではない道徳的な課題を、一人一人が自分自身の問題と捉え向き合う、問題解決的な学習「考える道徳」「議論する道徳」の授業の在り方について、実践事例を示しながら解説します。

問題解決的な学習のポイント

- ◆ 道徳的価値について 自己を見つめる
- ◆ 実現するための問題 を見付ける
- ◆ 物事を多面的・多角的に考えながら課題解決に向けて話し合う。
例) 複数の道徳的価値の対立による葛藤場面 → どの価値を優先させるかの判断

実践事例 第4学年「いじめのない楽しいクラスにしよう」

【単元を通して身に付ける力】

いじめをなくすために行動しようとする態度

【指導計画】全4時間

- 第1時 道徳 相互理解・寛容
【いじめのない楽しいクラスにしよう】
- 第2時 道徳 個性の伸長
【その人らしさをさがそう】
- 第3時 特別活動
【コミュニケーションを高めよう】
- 第4時 特別活動
【気持ちをコントロールしよう】

これまでの授業では「いじめはいけない」「止めた方がいい」といった常識的な答えを探す傾向があった。

本事例ではいじめの問題に関して様々な立場で考え、議論し、自分がどう判断し、行動するかを考える活動を設定した。

過学習	授業改善の視点	学習の流れ	実践事例における主な学習活動と子供の姿
導入	◆ 主題や教材の興味や関心をもたせる ● 道徳的価値の理解を基に、自己を見つめようとする	○ 主題に対する興味・関心を持ち、道徳的価値の理解に基づき、自己を見つめようとする。	○ 課題を把握する。 ・教材の一場面を見て感じたことを伝え合い、「いじめ」について考えていくことを確認する。
展開	◆ 他者の考えと比べて自分の考えを深める → 考え、話し合っていることを通して、子供一人一人が課題に対する答えを導き出す 【書 く】じっくりと自己を見つめる 【話し合】教師と子供、子供相互 【学習形態】一斉/ペア/小人数グループ	<教材に沿って考える> ○ 教材に沿って考え、話し合う。 ・登場人物はどのような気持ちで行動したのか。 ・登場人物はどのように行動すべきだったか。 <教材から離れて、自分がどう行動するかを考える> ○ 道徳的価値の理解を基に、自己を見つめる。 ・自分はどのよう行動すべきか。	○ 教材(いじめられている子を傍観している14人の子供たちの会話)を視聴し、話し合う。 ・周囲で見ている子供たちの気持ちを考える。 ・いじめられている子供の気持ちを考える。 ○ 自分自身がどうするかについて話し合う。 ・同じ場面に居合わせたとき、どのように行動するかを考え、グループ、全体で話し合う。
終末	● 道徳的価値に対する思いや考えをまとめたこと、道徳的価値を実現することの難しさなど、確認したりして、今後の発展につなぐ → 学習を通して考えたことや新に学んだことを深く確認する → 学んだことを更に深く心に刻みこむ → これからの思いや課題について考える	○ 問題解決に向かう。 ・学んだことを更に深く心にとどめる。 ・今後への思いや自己の課題について考える。	○ 学習を振り返り、考えをまとめる。 ・議論の後、いじめをなくすために、どのように行動するか、自分の考えを書く。

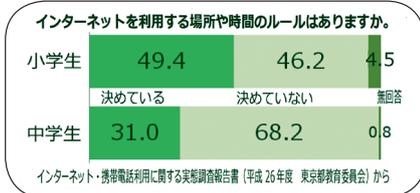
※ 実践事例については、平成27年度東京都多摩地区教育推進委員会第21次計画(通算42次)報告書の30、31ページに掲載しています。なお、報告書及び指導案は、多摩教育事務所のホームページからダウンロードできます。

本特集の活用例 ○ 校内研修会資料 ○ 道徳授業地区公開講座の資料 ○ 道徳教育推進教師の研修会資料 ○ 市町村教育委員会主催の研修会資料 など

〈参考資料〉 ○ 小学校学習指導要領解説 特別の教科 道徳編(文部科学省 平成27年7月) ○ 中学校学習指導要領解説 特別の教科 道徳編(文部科学省 平成27年7月) ○ 初等教育資料(文部科学省 平成27年3月、平成27年9月)

情報社会を生き抜く資質・能力の向上 —子供のSNSの適正な利用に向けて—

子供の安全は守られていますか？



現状 いつでもインターネットを利用できる状況にある。

課題 インターネットの利用に関するルールを決めている子供の割合が少ない。

**ルールが必要だと
思っている子供の意見**

- みんなでルールを決めたほうが守れるから
- ルールを決めることで嫌な思いをする人を減らせるから

解決の視点 SNS等を利用する際のルールを、子供たちが主体的に決め、ルールの中で情報機器を使用していく

1 ルールづくりのポイント

① 身に付けさせたい力の共通理解を図る

子供が情報社会を生き抜くためには、**子供に身に付けさせたい力を学校と家庭が共通理解し**、子供同士や家庭で主体的にルールを作っていくことが求められます。

**(例) インターネット上の
コミュニケーション等において
安全に適切に対応できる力**

- 情報の特性、著作権や個人情報の保護についての知識
- 様々な情報を取捨選択する能力
- 根拠を明確にして情報を発信する能力
- 受け手への十分な配慮に基づいて情報を発信できる能力や態度
- ルールやマナーの意義を理解し、守ることができる態度 など

② 子供主体のルールを作成する

東京都では、SNS利用に必要なルール（SNS東京ルール）を策定しました。**東京ルールを踏まえて、「学校ルール」を定め、「家庭ルール」作成の啓発**を行いましょ。

SNS 東京ルール

- | | |
|------------------------|--------------------------|
| ① 一日の利用時間と終了時間を決めて使おう。 | ④ 自分や他者の個人情報を載せないようにしよう。 |
| ② 自宅でスマホを使わない日をつくろう。 | ⑤ 送信前には、相手の気持ちを考えて読み返そう。 |
| ③ 必ずフィルタリングを付けて利用しよう。 | |

SNS 学校ルール

- 児童・生徒同士が話し合っつくるルール**
- 例
- 午後10時以降はSNSを利用しない
 - 定期考査一週間前はSNSを利用しない
 - 大切なことは直接会って話す
 - グループの変更は全員の了解を得る など

SNS 家庭ルール

- 保護者と子供が話し合っつくるルール**
- 例
- SNSは1日1時間以上利用しない
 - 毎週水曜日はスマホの電源を切る
 - 食事中は使わない、寝室では使わない
 - ネットで知り合った人と会わない など

2 多摩地区の学校及び教育委員会の取組

【中学校全校でルールづくり】

市立中学校全五校の生徒会役員が集まり、「携帯電話やスマートフォン利用に関する東大和市立中学校連合生徒会宣言」を作成しました。

- 1 自分の行動に責任をもちます
- 2 正しいマナーを身につけ相手を中傷することのないように気をつけます
- 3 相談できる人をつくります



各学校は、生徒朝礼等を利用して周知し、連合生徒会宣言を下に、各学校の自主ルールを作成しました。
(情報提供：東大和市教育委員会)

【保護者向けリーフレット】

教育委員会が、子供がネット社会を生きる力を育むために保護者向けリーフレットを作成し、家庭におけるルールづくりについて啓発しました。

- 1 利用時間・利用場所
 - 2 利用するサイト、アプリ
 - 3 ルールを守れなかった場合のルール
- その他、ダウンロードに必要なパスワードは保護者が管理など市内全家庭に配布しました。(情報提供：三鷹市教育委員会)
<http://mitaka-schools.jp/sansho-es/oshirase/documents/realifletnet.pdf>

ネット社会を生きる力を育むために
わが子にスマホやタブレットを渡す際の注意事項

【「価値ある使い方」を保護者と生徒と一緒に考える】

携帯電話やスマートフォンの使用について生徒がどのように考えているか、保護者（中学校PTA連合会代表）と中学生の代表がディスカッションを行い、「スマホの価値ある使い方」を考えました。この内容も踏まえ、携帯電話やスマートフォンの使用に関わる指針を示し、各学校でSNSルールを考えていくとともに、地域とも連携した取組を行っています。



(情報提供：八王子市教育委員会)

【地域ぐるみで子供の安全を守る】

午後10時に携帯電話やスマートフォンの使用を控えさせる「STOP22」をスタートしました。

携帯電話やスマートフォンの利用など、子供たち自身が生活習慣などの問題点を見だし、自分たちでできる取組やルールづくりなどを考えました。町ぐるみの取組とともに、子どもたちの主体性を育む活動を充実させました。



今後、新たに「瑞穂町児童会・生徒会サミット」を全小・中学校と連携して実施する予定です。

(情報提供：瑞穂町教育委員会)